

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例概要

項 目	改 正 案	現 行	施 行 期 日															
特 別 区 民 税	<p>1 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長</p> <p>右記の対象者に平成30年から平成31年6月末までに入居した者を加える。</p>	<p>【住宅借入金等特別税額控除】</p> <p>所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度分の特別区民税から控除する。</p> <p>1 対象者 平成21年から平成29年末までに入居した者</p> <p>2 控除期間 入居した年の翌年から10年間</p> <p>3 控除額 次のいずれか少ない額</p> <p>(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額×5分の3</p> <p>(2) 所得税の課税総所得金額等の額×100分の4.2(上限額は、8.19万円)</p> <p>4 控除方法 税額控除</p> <p>平成11年から平成18年までに入居した者に対する住宅借入金等特別税額控除は、平成20年度分から平成28年度分までの特別区民税に適用</p>	公布の日															
	<p>2 徴収猶予及び換価猶予に係る分割納付方法等の整備</p> <p>徴収猶予及び換価猶予に係る分割納付の方法等について次のとおり定めるとともに、申請による換価猶予制度を創設する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">徴 収 猶 予</th> <th style="width: 35%;">換 価 猶 予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分割納付の方法</td> <td>猶予期間()内で区長が指定する月に分割して徴収</td> <td>猶予期間内で各月に分割して徴収</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>原則なし</td> <td>納期限から6月以内</td> </tr> <tr> <td>担保の不徴収基準</td> <td colspan="2">猶予対象額が100万円以下、猶予期間が3か月以内又は徴収することができない特別の事情がある場合</td> </tr> <tr> <td>申請書の補正期限</td> <td colspan="2">補正等の通知を受けた日から20日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">1年間を上限とする。</p>		徴 収 猶 予	換 価 猶 予	分割納付の方法	猶予期間()内で区長が指定する月に分割して徴収	猶予期間内で各月に分割して徴収	申請期限	原則なし	納期限から6月以内	担保の不徴収基準	猶予対象額が100万円以下、猶予期間が3か月以内又は徴収することができない特別の事情がある場合		申請書の補正期限	補正等の通知を受けた日から20日以内		〔新設〕	平成28年4月1日
	徴 収 猶 予	換 価 猶 予																
分割納付の方法	猶予期間()内で区長が指定する月に分割して徴収	猶予期間内で各月に分割して徴収																
申請期限	原則なし	納期限から6月以内																
担保の不徴収基準	猶予対象額が100万円以下、猶予期間が3か月以内又は徴収することができない特別の事情がある場合																	
申請書の補正期限	補正等の通知を受けた日から20日以内																	

3 減免申請期限の延長	右記の申請期限を納期限日までとする。	区民税の減免を受けようとする者は、 <u>納期限前7日までに申請書を提出しなければならない。</u>	平成28年1月1日																	
4 寄附金税額控除申告特例制度の創設	<p>確定申告が不要な給与所得者等について、地方公共団体に対する寄附を行う際、当該寄附先の地方公共団体に申請することにより寄附金税額控除を受けることができることとする。</p> <p>マイナンバー等を活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入 5以下の地方公共団体への寄附を行う場合に限る。</p>	〔新設〕	公布の日																	
1 税率の特例の創設	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の税率を次のとおり軽減する。</p> <table border="1" data-bbox="528 724 1128 1078"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車及び天然ガス自動車(1)</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガソリン車及びハイブリッド車(2)</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>H32年度燃費基準+20%達成</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>H32年度燃費基準達成</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>H27年度燃費基準+35%達成</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+15%達成</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの 2 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの</p>	区 分		軽減率	電気自動車及び天然ガス自動車(1)		75%	ガソリン車及びハイブリッド車(2)	乗 用	H32年度燃費基準+20%達成	50%	H32年度燃費基準達成	25%	貨物用	H27年度燃費基準+35%達成	50%	H27年度燃費基準+15%達成	25%	〔新設〕	公布の日
区 分		軽減率																		
電気自動車及び天然ガス自動車(1)		75%																		
ガソリン車及びハイブリッド車(2)	乗 用	H32年度燃費基準+20%達成	50%																	
		H32年度燃費基準達成	25%																	
	貨物用	H27年度燃費基準+35%達成	50%																	
		H27年度燃費基準+15%達成	25%																	
2 減免申請期限の延長	右記の申請期限を納期限日までとする。	<p>軽自動車税の減免()を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>身体障害者に対する軽自動車税の減免を含む。</p>	平成28年1月1日																	

特別区たばこ税	1 旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止	<p>右記の税率の特例を廃止し、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間においては、経過措置として次のとおり段階的に引き上げた税率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月1日</td> <td>2,925円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日</td> <td>3,355円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日</td> <td>5,262円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【旧3級品以外のもの】 1,000本につき 5,262円</p>		税 率	平成28年4月1日	2,925円	平成29年4月1日	3,355円	平成30年4月1日	4,000円	平成31年4月1日	5,262円	<p>旧3級品の製造たばこ()の税率は、当分の間、1,000本につき<u>2,495円</u>とする。</p> <p>たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ</p>	平成28年4月1日
		税 率												
平成28年4月1日	2,925円													
平成29年4月1日	3,355円													
平成30年4月1日	4,000円													
平成31年4月1日	5,262円													